

甲府市移住支援金交付要綱

令和3年8月20日

企第2号

(趣旨)

第1 この要綱は、本市への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、山梨県移住支援事業、マッチング支援事業、地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要綱（以下「県実施要綱」という。）の規定により、東京圏から本市に移住し、かつ、就業又は起業等した者に対し、予算の範囲内で甲府市移住支援金（以下「移住支援金」という。）を交付することに関し、甲府市補助金等交付規則（昭和38年11月規則第50号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号の掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 埼玉県、千葉県、神奈川県及び東京都をいう。
- (2) 条件不利地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）及び小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）で規定される条件不利地域を有する市町村のうち、政令指定都市を除く市町村、及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少が10%以上の市町村をいう。
- (3) 東京23区 地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する特別区の区域をいう。
- (4) 転入 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の区域内に住所を定めることをいう。
- (5) 転出 住民基本台帳法に基づき、本市の区域外に住民登録を移すことをいう。
- (6) 移住 東京圏（条件不利地域を除く。）から本市に5年以上継続して居住する意思を有して転入し、市内に生活の本拠を置くことをいう。
- (7) 就業 県実施要綱第5の規定に基づき登録された対象法人への就業をいう。
- (8) 起業 県実施要綱第6の規定に基づく起業をいう。
- (9) マッチングサイト 移住支援金の交付要件を満たす対象法人の求人情報を掲載する山梨県及び他の道府県が開設及び運営を行うインターネット

ト上の情報サイトをいう。

- (10) テレワーク 情報通信技術を利用し、所属する企業等から離れた場所において業務を行う勤務形態をいう。

(交付金額)

第3 移住支援金の額は、単身の世帯の申請の場合にあつては60万円、2人以上の世帯の申請の場合にあつては100万円とする。なお、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は18歳未満の者一人につき100万円を加算する。

(対象者要件)

第4 移住支援金の交付を受けることができる者は、第1号の要件を満たし、かつ第2号、第3号、第4号又は第5号のいずれかの要件を満たす者を対象とする。ただし、2人以上の世帯の場合にあつては第6号の要件についても該当する者でなければならない。

(1) 移住等に関する要件

ア 移住前に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。ただし、東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内の大学等へ通学した者で、東京23区内の企業等へ就職した者（ただし、雇用保険の被保険者としての就職に限る。）は、当該通学期間を修業年限を上限（ただし、高等専門学校は2年を上限）として次に掲げる事項に規定する在住及び通勤の期間に含むことができる。

(ア) 転入する直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあつては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

(イ) 転入する直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。ただし、東京23区内への通勤の期間については、転入する3ヶ月前までを当該1年の起算点とすることができる。

イ 移住後に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 移住支援金の申請時において、転入後1年以内であること。

(イ) 移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (イ) 日本人である、又は外国人であつて、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。
- (ウ) 申請の当該年度及びその前年度における前住所地の市区町村において、市税等を滞納していないこと。なお、2人以上の世帯にあつては、世帯員のいずれもが、市税等の滞納がないこと。
- (エ) 本市に市税等の滞納がないこと。なお、2人以上の世帯にあつては、世帯員のいずれもが、本市に市税等の滞納がないこと。
- (オ) 申請者は（世帯向けの金額を申請する場合は、申請者を含む世帯員のいずれも）、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、県及び市長が認める場合を除く。
- (カ) その他、市長が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就職に関する要件

ア 一般の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が山梨県内に所在すること。
- (イ) 就業先が、移住支援事業を実施する都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。
- (ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等（法人並びに個人事業主及び法人格を持たない団体をいう。以下同じ。）への就業でないこと。
- (エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて移住支援金対象の法人等に就業していること。
- (オ) (イ) に規定する求人への応募日が、マッチングサイトに移住支援金の対象求人として掲載された日以降であること。
- (カ) 当該法人等に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ 専門人材の場合

プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が山梨県内に所在すること。

(イ) 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

(ウ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から 5 年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住後の住所を生活の本拠とし、移住前の業務を引き続き行うこと。

イ 勤務日数の 1 / 5 を超えて所属企業等へ通勤せず、かつ週 20 時間以上移住先でテレワーク勤務を実施すること。

ウ デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(4) 起業に関する要件

1 年以内に山梨県が県実施要綱に従い実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

(5) 関係人口に関する要件

甲府市内への転入時において世帯全員が 40 歳未満で、申請者が次の「ア 支給対象者の要件」のいずれかに該当し、かつ申請者が「イ 地域の担い手確保の要件」のいずれかに該当すること。

ア 支給対象者の要件

(ア) 過去に甲府市に 3 年以上住民登録をしていた履歴のあるもの。

(イ) 過去に甲府市内の学校を卒業しているもの。

(ウ) 過去に甲府市内の事業所に通算 3 年以上勤務していたことがあるもの。

(エ) 甲府市への転入前 5 年以内に本市にふるさと納税の寄附実績があ

るもの。

(オ) 本市に2親等内の親族が居住しているもの。

イ 地域の担い手確保の要件

(ア) 山梨県内で農林水産業に就業していること。

(イ) 甲府市に本社を置く企業に就業し、かつ、次の全ての要件を満たすこと。

a 就業先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(a) 勤務地が山梨県内に所在すること。

(b) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業、性風俗関連者特殊営業、接待業務受託営業を営む者でないこと。

(c) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。

(d) 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。

(e) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。

b 就業条件等に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(a) 週20時間以上の無期雇用契約に基づく就業であること。

(b) 山梨県内への勤務地限定型社員としての採用であること。

(6) 2人以上の世帯に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住前において、同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後1年以内であること。

エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(交付の申請)

第5 移住支援金の交付を受けようとする者は、移住支援金の交付を受けようとする年度の1月15日（当日が甲府市の休日を定める条例（平成元年3月条例第13号）第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、その翌日）までに、甲府市移住支援金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を

添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 移住に関する書類（イ、ウについては、東京 23 区に通勤・通学していた場合のみ）

ア 移住前の在住期間及び在住地が確認できる住民票の除票

イ 移住前の就業先、就業場所及び就業期間を確認できる書類（在籍期間等証明書（第 2－1 号様式）、退職した企業での就業証明書、退職証明書、離職票等）

ウ 移住前の在学期間を確認できる書類（卒業証明書等）

(2) 就職・起業に関する書類

ア 就業証明書（第 2－2 号様式又は第 2－3 号様式）又は山梨県起業支援金交付決定通知書

(3) 関係人口に関する書類（ア～オのいずれか及びカ）

ア 過去に甲府市内に 3 年以上住民登録をしていたことが確認できる書類（住民票の除票又は戸籍の附票）

イ 過去に甲府市内の学校を卒業したことが確認できる書類（卒業証書の写し又は卒業証明書等）

ウ 過去に甲府市内の事業所に通算 3 年以上勤務していたことが確認できる書類（在籍期間証明書（第 2－1 号様式）、退職した企業での就業証明書、退職証明書、離職票等）

エ ふるさと納税寄付実績の照会に関する同意書（第 2－4 様式）

オ 本市に 2 親等内の親族が居住していることが確認できる書類（申請者本人の戸籍謄本と本市に居住している親族の戸籍謄本及び本市に居住している親族の本籍入り住民票）

カ 就業証明書（第 2－5 様式又は第 2－6 様式）

(4) 2 人以上の世帯に関する書類

ア 移住前及び申請時において同一世帯であることがわかる書類

(5) その他

ア 本人確認書類の写し

イ 市税等の滞納がないことを証明する書類（納税証明書等）

ウ 市長が必要と認める書類

（交付決定の通知）

第 6 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに甲府市移住支援金交付決定通知書（第 3 号様式）により、当該申請者に通知する。

2 審査の結果、移住支援金の交付を不適当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における移住支援金の交付が不可である場合は、速やか

に甲府市移住支援金不交付決定通知書（第４号様式）により、当該申請者に通知する。

（交付の請求）

第７ 第６の規定による交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、甲府市移住支援金請求書（第５号様式）により、移住支援金を請求するものとする。

（移住支援金の交付）

第８ 交付決定を行った申請者に対しては、原則として申請があった日から３か月以内に移住支援金の交付を行うものとする。

（報告等）

第９ 市長は、必要があると認めるときは、申請者その他の関係者に対し報告を求め、又は職員を派遣して関係書類等を調査させることができる。

（移住支援金の取消等）

第１０ 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、移住支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 申請者が虚偽その他不正な行為により移住支援金の交付決定を受けた場合や居住や就業・起業の実態がないこと等が明らかとなった場合
- (2) 移住支援金の申請日から３年未満の間に本市から転出した場合
- (3) 移住支援金の申請日から１年以内に当該移住支援金の要件に該当する職を辞した場合
- (4) 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合
- (5) 移住支援金の申請日から３年以上５年以内に本市から転出した場合
- (6) 第９の規定に基づく報告等に応じない場合

２ 市長は、前項の場合において、移住支援金の交付を受けた者に対して、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の移住支援金の返還を命ずるものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、疾病等の場合であつて、市長がやむを得ない事由があるものとして認めた場合は、この限りでない。

- (1) 前項第１号から第４号までの規定及び第６号の規定に該当する場合 全額
- (2) 前項第５号の規定に該当する場合 半額

３ 市長は、前２項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消す場合及び移住支援金の返還を命ずる場合は、甲府市移住支援金交付決定取消通知書兼返還請求書（第６号様式）により当該交付決定を取り消すとともに、期限を定めて返還を請求するものとする。

（交付決定の辞退等）

第１１ 交付決定者が移住支援金の交付を辞退しようとするときは、速やかに

甲府市移住支援金辞退届（第7号様式）により、市長にその旨を届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届け出があったときは、当該交付決定を取り消し、甲府市移住支援金交付決定取消通知書（第8号様式）により通知するものとする。

（令和5年度までの特例）

- 第12 令和5年度までに申請した移住支援金に限り、当該申請に係る第6の審査が年度をまたぐ場合において、市長は、山梨県と協議のうえ、第5の規定にかかわらず、当該申請のあった年度の翌年度に第6の規定による決定をすることができる。

（その他）

- 第13 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年8月20日から施行する。

（有効期限）

- 2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱に基づき移住支援金の交付決定を受けた者における第9及び第10の規定の適用については、同日以後においても、なお効力を有する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和5年8月16日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の甲府市移住支援金交付要綱の規定は、令和5年6月23日以後に甲府市に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する転入をした者に適用し、令和5年6月22日以前に転入した者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。